

<70 歳未満の方>

保険課からの国民健康保険に関するお知らせ 7月2日～7月31日の間に加入・脱退等の手続きをされた方へ

すでに交付している国民健康保険被保険者証等の有効期限が、令和7年7月31日までとなっていますので、次のとおり資格関係書類をお届けします。

マイナ保険証※をお持ちの方・・・・・・・・・・ **資格情報のお知らせ（A4 上質紙）**

マイナ保険証※をお持ちでない方・・・・・・・・・・ **資格確認書（カード型さくら色）**

※）マイナ保険証とは、保険証として利用できるように登録したマイナンバーカード

お届けのものは7月1日時点のデータを使用しているため、7月2日～7月31日の間に国民健康保険の手続きをされた方については、次の点についてご協力をお願いいたします。

1 国民健康保険から脱退された方

お手元に脱退前の8月1日から使える資格情報のお知らせまたは資格確認書が届きますので、次の通り対応をお願いします。

資格情報のお知らせ	ご自身で細かく裁断して破棄をお願いします。
資格確認書	窓口に戻却またはご自身で細かく裁断して破棄をお願いします。

2 国民健康保険に加入された方

次の通り対応をお願いします。

資格情報のお知らせ	窓口でお渡ししたものを8月1日以降もそのままご使用ください。
資格確認書	8月1日から使える資格確認書は7月14日以降に順次発送します。

3 記載内容（氏名、世帯番号など）に変更が生じる方

お手元に変更前の8月1日から使える資格情報のお知らせまたは資格確認書が届きますので、次の通り対応をお願いします。

資格情報のお知らせ	変更前の資格情報のお知らせはご自身で細かく裁断して破棄をお願いします。 窓口でお渡ししたものを8月1日以降もそのままご使用ください。
資格確認書	変更前の資格確認書は窓口に戻却またはご自身で細かく裁断して破棄をお願いします。 8月1日から使える資格確認書は7月14日以降に順次発送します。

【お問い合わせ】

小田原市役所保険課 国民健康保険係
電話：0465－33－1845